

# 区民委員会報告資料

令和4年4月15日

報告事項件名	頁
1 新税務システム稼働に伴う主な運用変更について . . . . .	2
2 住民税の寄附金税額控除算定誤りによる税額の変更（増額）について . . .	4
3 住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の再実施結果について .	7

(区 民 部)

# 区民委員会報告資料

令和4年4月15日

件名	新税務システム稼働に伴う主な運用変更について																	
所管部課名	区民部 課税課																	
内容	<p>令和5年1月の新税務システム稼働に伴う主な運用変更について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 複数の会社から給与の支払いを受けている方の住民税は、すべて合算して主たる会社の給与から天引きする。</b></p> <p>主たる会社と従たる会社から給与を受けている場合、住民税の通知・徴収方法は、本人の希望により選択可能としていた。新税務システム稼働後は地方税法の規定どおり、すべて合算して主たる会社を通じて通知・徴収する。なお、通知する際は、個人用税額決定通知書の内容が明らかにならぬよう、圧着処理を施して送付する。</p> <table border="1" data-bbox="391 952 1300 1227"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">従たる会社からの給与に係る住民税の徴収方法 (副業分等)</th> </tr> <tr> <th>令和4年度まで</th> <th>令和5年度から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給与所得以外の所得については、新税務システム稼働後も従来どおり普通徴収を選択できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法第321条の3第1項(抜粋) 前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。</li> <li>地方税法第321条の4第1項(抜粋) 特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(中略)を特別徴収の方法によって徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。</li> </ul> <p><b>2 住民税申告書の発送対象者は真に申告が必要な人を対象とする。</b></p> <p>(1) 新たな発送対象者</p> <table border="1" data-bbox="406 1836 1364 2033"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度まで</th> <th>令和5年度から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発送対象</td> <td>前年度の課税実績等から、申告する可能性のある人に広く発送</td> <td>前年度に住民税申告書を提出している人</td> </tr> </tbody> </table>		従たる会社からの給与に係る住民税の徴収方法 (副業分等)		令和4年度まで	令和5年度から	普通徴収	○	×	特別徴収	○	○		令和4年度まで	令和5年度から	発送対象	前年度の課税実績等から、申告する可能性のある人に広く発送	前年度に住民税申告書を提出している人
	従たる会社からの給与に係る住民税の徴収方法 (副業分等)																	
	令和4年度まで	令和5年度から																
普通徴収	○	×																
特別徴収	○	○																
	令和4年度まで	令和5年度から																
発送対象	前年度の課税実績等から、申告する可能性のある人に広く発送	前年度に住民税申告書を提出している人																

(2) 申告書が必要な方への個別対応

- ・ 本人からの希望があれば、条件にかかわらず発送する
- ・ 6月の税決定までに申告等が無かった場合8月に追加発送する
- ・ 足立区ホームページからダウンロードすることが可能

**3 課税（納税）証明書のシステム印字項目が増え、区民事務所やコンビニで取得できなかった状況の方が取得できるようになる。**

- ・ 調整控除額の記載が必要な場合は、課税課のみで交付していたが、システムで印字可能となったため、区民事務所やコンビニでも取得可能となる。
- ・ 金融機関等から問い合わせの多かった、未納額のうち納期未到来額が新たに表示される。

	令和4年まで			令和5年から		
	課税課	区民事務所	コンビニ	課税課	区民事務所	コンビニ
調整控除額	○	×	×	○	○	○
納期未到来額	×	×	×	○	○	○

※ 調整控除額とは

平成19年度の所得税から個人住民税への税源移譲に伴い生じる、所得税と個人住民税の人的控除額（扶養控除や基礎控除など）の差に基づく負担増を調整するために設けられた。

問題点  
今後の方針

納税通知書に同封するお知らせ、足立区公式ホームページ、SNS並びにあだち広報に掲載し広く周知する。

# 区民委員会報告資料

令和4年4月15日

件名	住民税の寄附金税額控除算定誤りによる税額の変更（増額）について				
所管部課名	区民部課税課				
内容	<p>平成28年度から令和3年度までの間、住民税の寄附金税額控除の算定に誤りがあったことが判明したため、その内容を報告する。</p> <p><b>1 内容と原因</b></p> <p>(1) 内容</p> <p>ふるさと納税を行った場合、住民税では「基本控除額」と「特例控除額」をそれぞれ算出し寄附金税額控除を決定する。</p> <p>この「特例控除額」の計算過程において、一部誤りがあり寄附金税額控除を過大に算定していたため、住民税額の過少決定をまねいた。</p> <p>寄附金税額控除の計算のしくみは以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{寄附金税額控除額} = \text{基本控除額} + \text{特例控除額（ふるさと納税）}</math> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本控除額 = (対象寄付金額の合計額と総所得金額等の30%のうち低い方の金額 - 2,000円) × 区6%・都4%</li> <li>・ 特例控除額 = (対象寄付金額 - 2,000円) × <u>特例控除割合</u> × 区3/5・都2/5</li> </ul> <p>(2) 原因</p> <p>納税者の対象所得金額（課税総所得金額 - 人的控除差調整額）から適用する <u>特例控除割合</u> を求めるが、平成28年に行ったシステム構築の際、対象所得金額の整数の桁数を、本来10桁にすべきところ、8桁としたため、対象所得金額が1億円以上（9桁以上）である場合に、特例控除額が過大に計算されてしまうエラーが発生した。</p> <p>例：対象所得金額が1億3千万円の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>正： <math>\frac{130,000,000}{9}</math> 円で、特例控除割合は 44.055/100 を適用</p> <p>誤： <math>\frac{130,000,000}{8}</math> 円で、特例控除割合は 49.16/100 を適用</p> <p>9桁以上を認識できないため、3,000万円と認識してしまう。</p> </div> <p><b>2 誤り発見の端緒</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">3月24日</td> <td style="padding: 5px;">税務システム再構築プロジェクトのデータ移行の結果報告にて、現行システムの計算結果と新システムでの計算結果の間で異なるデータがあることが判明した。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3月25日</td> <td style="padding: 5px;">現行システムベンダーの調査により、「特例控除額」の計算過程に誤りがある事が判明した。</td> </tr> </table>	3月24日	税務システム再構築プロジェクトのデータ移行の結果報告にて、現行システムの計算結果と新システムでの計算結果の間で異なるデータがあることが判明した。	3月25日	現行システムベンダーの調査により、「特例控除額」の計算過程に誤りがある事が判明した。
3月24日	税務システム再構築プロジェクトのデータ移行の結果報告にて、現行システムの計算結果と新システムでの計算結果の間で異なるデータがあることが判明した。				
3月25日	現行システムベンダーの調査により、「特例控除額」の計算過程に誤りがある事が判明した。				

### 3 対象人数及び税額

過年度の住民税額を決定しなおす場合、地方税法第17条の5第3項<sup>※1</sup>の規定により、遡って増額できるのは過去3年分のみである（平成31年度から令和3年度まで）。

そのため、住民税額が 増額となり追徴を求める金額は、総額3,738,700円となる。

※1 地方税法 第17条の5第3項

賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

	H28～H30 (時効経過分)	H31～R3 (変更対象)	合計
対象人数 <sup>※2</sup> (件数)	16人 (24件)	<u>18人</u> <u>(27件)</u>	27人 (51件)
変更額	4,250,000円	<u>3,738,700円</u>	7,988,700円

※2 複数年度対象者もいるため、「H28～H30」と「H31～R3」の対象人数の計と、「合計」の対象人数は一致しない。

### 4 対象者への対応、今後の方針

- (1) 変更となる対象者（18人）に、4月6日から7日に丁寧な謝罪し、説明を行った。
- (2) 賦課更正処理後、4月下旬に納税通知書を送付する。

### 5 再発防止策

- (1) 令和5年1月に稼働する新システムは、全国で実績のあるパッケージ標準の税務システムであり、独自仕様を提示することによる計算誤りは発生しない。
- (2) 新システム稼働後においても、これまでの開発方針である「カスタマイズの最小化」を継続し、足立区独自仕様のシステム構築による弊害が発生しないように努める。

問題点  
今後の方針

## 1 特例控除割合適用表

対象所得金額 (円)	特例控除割合
～ 1,950,000	84.895/100
1,950,001 ～ 3,300,000	79.790/100
3,300,001 ～ 6,950,000	69.580/100
6,950,001 ～ 9,000,000	66.517/100
9,000,001 ～ 18,000,000	56.307/100
18,000,001 ～ 40,000,000	49.160/100
40,000,001 ～	44.055/100

## 2 計算例

条件	
①対象所得金額	130,000,000 円
②寄付金額	1,002,000 円

正	<p>①が 130,000,000 円であるため、特例控除割合は 40,000,001 円以上の 44.055/100 を適用</p> <p>・ <b>基本控除額</b> <math>(1,002,000 - 2,000) \times \text{区} 6\% \cdot \text{都} 4\%</math>  <math>= \text{区} 60,000 \text{ 円} \cdot \text{都} 40,000 \text{ 円}</math></p> <p>・ <b>特例控除額</b> <math>(1,002,000 - 2,000) \times \underline{44.055/100} \times \text{区} 3/5 \cdot \text{都} 2/5</math>  <math>= \underline{\text{区} 264,330 \text{ 円} \cdot \text{都} 176,220 \text{ 円}}</math></p>
誤	<p>①を 30,000,000 円と認識し、特例控除割合は 18,000,001 円～40,000,000 円の 49.16/100 を適用</p> <p>・ <b>基本控除額</b> <math>(1,002,000 - 2,000) \times \text{区} 6\% \cdot \text{都} 4\%</math>  <math>= \text{区} 60,000 \text{ 円} \cdot \text{都} 40,000 \text{ 円}</math></p> <p>・ <b>特例控除額</b> <math>(1,002,000 - 2,000) \times \underline{49.16/100} \times \text{区} 3/5 \cdot \text{都} 2/5</math>  <math>= \underline{\text{区} 294,960 \text{ 円} \cdot \text{都} 196,640 \text{ 円}}</math></p> <p>適用する特例控除割合が誤っているため、過大に計算してしまった。</p> <p>(差額) <math>\text{区} 30,630 \text{ 円} \cdot \text{都} 20,420 \text{ 円}</math></p>

# 区民委員会報告資料

令和4年4月15日

件名	住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の再実施結果について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内容	<p>住民記録システム開発に伴い「特定個人情報保護評価」を再実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 対象事務</b> 住民基本台帳に関する事務</p> <p><b>2 実施日</b></p> <p>(1) パブリックコメント 令和3年11月1日(月)から11月30日(火)まで</p> <p>(2) 第三者点検(足立区情報公開・個人情報保護審議会の学識経験者5人で構成) 令和3年12月17日(金)</p> <p>(3) 個人情報保護委員会(内閣府)に評価書を提出 令和4年1月25日(火)</p> <p>(4) 足立区情報公開・個人情報保護審議会への報告 令和4年2月28日(月)</p> <p><b>3 実施結果</b></p> <p>(1) パブリックコメント いただいた意見 特になし</p> <p>(2) 第三者点検 特定個人情報保護評価指針に照らし妥当であり、特段の問題は認められないとして承認された。</p>
問題点 今後の方針	「特定個人情報保護評価書」を個人情報保護委員会のホームページ及び区のホームページに掲載する。